

(略)

東京都監査委員	龍	円	あいり
同	斉	藤	やすひろ
同	茂	垣	之 雄
同	後	藤	靖 子
同	小	粥	純 子

令和6年12月2日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第5項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、都立A高等学校の創立記念誌（以下「本件記念誌」という。）にあるB教諭の挨拶・祝辞の文章（以下「本件文章」という。）には、卒業生の大学進学数に誤りがあることや、生徒が真面目に授業を受けていないなど事実と反した記述があることなどから、都の教育行政の信頼を著しく毀損しているなどとして、同記念誌の印刷費用に係る支出（以下「本件支出」という。）は違法・不当であり、同記念誌を回収するとともに、同記念誌の印刷費用を賠償させることなどを求めるものと解される。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

請求人が本件支出を違法・不当であるとする理由は、本件文章には、都立A高等学校の卒業生の大学進学数に誤りがあること、芸術科目の一つである書道を勉強以外であるとの誤った理解に基づく記述があること、同学校の生徒が真面目に授業を受けていない

という事実と反した記述があること、複数店舗で同学校の生徒の立入りを禁止されたと受け取れる表現があることなどから、このような内容を含む本件記念誌の発行が都の教育行政の信頼を著しく毀損しているとするものである。

しかし、このような理由は、挨拶・祝辞である本件文章について正確又は適切な記述がなされていないことに対する請求人の不快感等を述べるにとどまるものといわざるを得ず、財務会計行為である本件支出の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示したものとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。